

個別所得の金額の計算に関する明細書

連 結 事 業 年 度	・ ・ ・ ・	法 人 名 ( )
----------------	------------------	--------------

別表四の二付表 平二十五・四・一以後終了連結事業年度分

区 分	①	総 額		処 分	
		②	③	留 保	社 外 流 出
				配 当 そ の 他	そ の 他
当 期 利 益 又 は 当 期 欠 損 の 額	1	円	円	配 当 そ の 他	円
加 減 価 償 却 の 償 却 超 過 額	2				
役 員 給 与 の 損 金 不 算 入 額	3			そ の 他	
	4				
算 小 計	5				
減 価 償 却 超 過 額 の 当 期 認 容 額	6				
被 合 併 法 人 等 の 最 終 の 事 業 年 度 の 欠 損 金 の 損 金 算 入 額	7			※	
外 国 子 会 社 等 か ら 受 け る 剰 余 金 の 配 当 等 の 益 金 不 算 入 額 (別表八(二)「13」)	8			※	
受 贈 益 の 益 金 不 算 入 額	9			※	
適 格 現 物 分 配 に 係 る 益 金 不 算 入 額	10			※	
算 小 計	11				
仮 計 (1)+(5)-(11)	12			外 ※	
加 損 金 経 理 を し た 法 人 税 及 び 復 興 特 別 法 人 税 (附 帯 税 を 除 く。)	14				
損 金 経 理 を し た 連 結 法 人 税 個 別 帰 属 額 及 び 連 結 復 興 特 別 法 人 税 個 別 帰 属 額	15				
損 金 経 理 を し た 附 帯 税 (利 子 税 を 除 く。) の 負 担 額	16			そ の 他	
損 金 経 理 を し た 道 府 県 民 税 (利 子 割 額 を 除 く。) 及 び 市 町 村 民 税	17				
損 金 経 理 を し た 道 府 県 民 税 利 子 割 額	18				
損 金 経 理 を し た 納 税 充 当 金	19				
損 金 経 理 を し た 附 帯 税 (利 子 税 を 除 く。)、加 算 金、延 滞 金 (延 納 分 を 除 く。) 及 び 過 怠 税	20			そ の 他	
算 小 計	21				
減 取 益 と し て 経 理 し た 連 結 法 人 税 個 別 帰 属 額 及 び 連 結 復 興 特 別 法 人 税 個 別 帰 属 額	22				
取 益 と し て 経 理 し た 附 帯 税 (利 子 税 を 除 く。) の 受 取 額	23			※	
納 税 充 当 金 か ら 支 出 し た 事 業 税 等 の 金 額	24				
法 人 税 等 の 中 間 納 付 額 及 び 過 誤 納 に 係 る 還 付 金 額	25				
算 所 得 税 額 等 及 び 連 結 欠 損 金 の 繰 戻 し に よ る 還 付 金 額 等	26			※	
算 小 計	27			外 ※	
仮 計 (13)+(21)-(27)	28			外 ※	
受 取 配 当 等 の 益 金 不 算 入 額 の 個 別 帰 属 額 (別表八の二「30」)	29	△		※	△
交 際 費 等 の 損 金 不 算 入 額 の 個 別 帰 属 額 (別表十五の二「20」)	30			そ の 他	
仮 計 (28)から(30)までの計	31			外 ※	
関 連 者 等 に 係 る 支 払 利 子 等 の 損 金 不 算 入 額 の 個 別 帰 属 額 (別表十七の二「30」)	32			そ の 他	
連 結 超 過 利 子 額 の 損 金 算 入 額 の 個 別 帰 属 額 (別表十七の二(三)付表一「8」の計)	33	△		※	△
仮 計 (31)から(33)までの計	34			外 ※	
寄 附 金 の 損 金 不 算 入 額 の 個 別 帰 属 額 (別表十四の二「36」)	35			そ の 他	
沖 縄 の 認 定 法 人 の 連 結 所 得 の 特 別 控 除 額 (別表十(一)「9」又は「12」)	36	△		※	△
国 際 戦 略 総 合 特 別 区 域 に お け る 指 定 特 定 事 業 法 人 の 連 結 所 得 の 金 額 の 損 金 算 入 額 又 は 益 金 算 入 額 (別表十(二)「7」又は「9」)	37			※	
認 定 研 究 開 発 事 業 法 人 等 の 連 結 所 得 の 金 額 の 損 金 算 入 額 又 は 益 金 算 入 額 (別表十(三)「7」又は「9」)	38			※	
法 人 税 額 か ら 控 除 さ れ る 所 得 税 額 の 個 別 帰 属 額 及 び 復 興 特 別 法 人 税 額 か ら 控 除 さ れ る 復 興 特 別 所 得 税 額 の 個 別 帰 属 額 (別表六(一)「22」+復興特別法人税申告書別表二「22」)	39			そ の 他	
税 額 控 除 の 対 象 と な る 個 別 外 国 法 人 税 の 額 (別表六(二)「7」)	40			そ の 他	
連 結 組 合 等 損 失 額 の 損 金 算 入 額 又 は 連 結 組 合 等 損 失 超 過 合 計 額 の 損 金 算 入 額 (別表九(二)「10」)	41				
対 外 船 舶 運 転 事 業 者 の 日 本 船 舶 に よ る 収 入 金 額 に 係 る 連 結 所 得 の 金 額 の 損 金 算 入 額 又 は 益 金 算 入 額 (別表十五「20」、「21」又は「23」)	42			※	
仮 計 (34)+(35)+(36)+(37)+(38)+(39)+(40)+(41)+(42)	43			外 ※	
契 約 者 配 当 の 益 金 算 入 額 (別表九(一)「13」)	44				
非 適 格 合 併 又 は 剰 余 財 産 の 全 部 分 配 等 に よ る 移 転 資 産 等 の 譲 渡 利 益 額 又 は 譲 渡 損 失 額	45			※	
仮 計 (43)から(45)までの計	46			外 ※	
連 結 欠 損 金 等 の 当 期 控 除 額 の 個 別 帰 属 額 (別表七の二付表一「19」の計)+(別表七の二付表三「9」若しくは「21」又は別表七の二付表四「10」)	47	△		※	△
仮 計 (46)+(47)	48			外 ※	
新 鉱 床 探 査 費 又 は 海 外 新 鉱 床 探 査 費 の 特 別 控 除 額 (別表十(四)「40」)	49	△		※	△
農 業 経 営 基 盤 強 化 準 備 金 積 立 額 の 損 金 算 入 額 (別表十二(十三)「10」)	50	△	△		
農 用 地 等 を 取 得 し た 場 合 の 圧 縮 額 の 損 金 算 入 額 (別表十二(十三)「43」の計)	51	△	△		
関 西 国 際 空 港 用 地 整 備 準 備 金 積 立 額 の 損 金 算 入 額 (別表十二(十)「15」)	52	△	△		
中 部 国 際 空 港 整 備 準 備 金 積 立 額 の 損 金 算 入 額 (別表十二(十一)「10」)	53	△	△		
再 投 資 等 準 備 金 積 立 額 の 損 金 算 入 額 (別表十二(十四)「12」)	54	△	△		
剰 余 財 産 の 確 定 の 日 の 属 す る 連 結 事 業 年 度 に 係 る 事 業 税 の 損 金 算 入 額	55	△	△		
個 別 所 得 金 額 又 は 個 別 欠 損 金 額	56			外 ※	